令和８年（フ）第２１２号
兵庫県宝塚市末成町31番24号　グリーンハイツ102
債務者　西田　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
兵庫県伊丹市西野６丁目177番地２
債務者　古澤　夕貴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３号
島根県益田市向横田町イ123番地
債務者　石川　伸二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１６号
島根県益田市遠田町1837番地20
債務者　澁谷八重子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１０７６号
広島市安芸区上瀬野町383番地５
債務者　小羽千珠子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３７号
大分県別府市南立石中津留町11番２号　サンハイツ１－101号
債務者　和田　孝則
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７８号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納258番地２　ＫＡＤＥＮＡビル417号
債務者　譜久村永仁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
沖縄県うるま市石川２丁目29番２号　リバーストーン305号室
債務者　新垣沙也佳（旧姓粟國）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８２４号
千葉県野田市古布内1583番地４
債務者　野平　幸雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５２号
千葉県我孫子市根戸1818番地（102号）　ニューポート北柏
債務者　結城奈菜美（旧姓中川）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５６号
千葉県柏市篠籠田478番地１　ガーデンビレッジ柏２－106号
債務者　見村　良介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６７号
千葉県柏市西柏台２丁目１番１－1119号
債務者　坂本　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８８８号
千葉県松戸市六高台６丁目71番地　六高台ハイツ302号
債務者　服部　百姫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２８６号
金沢市高坂町ト１番地　三谷の里ときわ苑、従前の住所石川県野々市市押越１丁目111番地２　ピュアパレス101号
債務者　杉本　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１８号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅７棟308号
債務者　前川　眞弓
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４０号
兵庫県宝塚市今里町10番２－501号
債務者　山本　健司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
兵庫県明石市野々上２丁目10番地の６　コーポ西明石７－206号
債務者　和田　清美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係